

「明治150年」関連施策各府省庁連絡会議の開催について

平成28年11月2日
内閣総理大臣決裁
平成29年7月14日
一部改正
平成30年7月26日
一部改正

- 1 平成30年が明治元年から起算して満150年に当たることを踏まえ、各府省庁が連携して「明治150年」に向けた関連施策の推進を図るため、「明治150年」関連施策各府省庁連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（参）
議長代理	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当） 内閣広報官
構成員	内閣官房「明治150年」関連施策推進室長 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補 内閣府大臣官房長 内閣府大臣官房政府広報室長 警察庁長官官房総括審議官 金融庁総合政策局総括審議官 消費者庁次長 復興庁統括官 総務省大臣官房長 法務省大臣官房長 外務省大臣官房長 外務省大臣官房外務報道官 財務省大臣官房長 文部科学省大臣官房総括審議官 文化庁次長 厚生労働省大臣官房長 農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 国土交通省大臣官房長 環境省総合環境政策統括官 防衛省大臣官房長

- 3 会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

- 4 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。